

同 [REDACTED] (9) も上記と同様である。

同 [REDACTED] (10) は、同年9月25日に入金確認できたが、期限前のため、返還に応じなかった。

同 [REDACTED] (11) は、募金箱については特定不可能であり、物資については返還対象外である。

同 [REDACTED] (12) は、物資であるため返還対象外である。

同 [REDACTED] (13) は、同年10月4日に郵便局への入金確認が出来ているが、そもそも返還請求がなかったため、手続きを行いようがない。

同 [REDACTED] (14) は、同年9月21日に入金確認が出来ているが、そもそも返還請求がなかった。仮にあったとしても、返還期限前のため、返還には応じられない。

同 [REDACTED] (15) は、物資のため返還対象外である。

同 [REDACTED] (16) は、支援金と物資とを混在して返還請求したため、特定が出来ず、返還することが出来なかった。

同 [REDACTED] (17) は、同年10月23日に「 [REDACTED] 」名で1万円の入金は確認できたが、訴状記載の同年9月26日には同名での入金は確認できなかったため、同一人物か不明である。また、手渡しについては特定不可能であるし、返還期限前である。

同 [REDACTED] (18) は、物資であるため、返還対象外である。

同 [REDACTED] (19) も上記と同様である。

4 被告の返還実績

被告は、手続的に返還に応じれる者については募金を返還し、合計251名に対して396万1871円を返還している。

以上